

## 国際日本文化研究センター国際研究推進部国際研究企画室設置要項

（ 令和 3 (2021) 年 1 2 月 1 0 日 所長裁定  
令和 6 (2024) 年 2 月 2 2 日 最終改正 ）

## （設置）

第 1 条 この要項は、人間文化研究機構組織規程第 23 条第 2 項第 3 号及び国際日本文化研究センター組織運営規則第 7 条に基づき、所長の下に置く国際日本文化研究センター国際研究推進部国際研究企画室（以下「国際研究企画室」という。）に関し、必要な事項を定める。

## （目的）

第 2 条 国際研究企画室は、「国際日本研究」コンソーシアムの事業に関すること、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における海外の関係機関との研究交流に関すること並びに機関拠点型基幹研究プロジェクトに関して、企画及び連絡調整することを目的とする。

## （業務）

第 3 条 国際研究企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）「国際日本研究」コンソーシアムの事業に関する企画立案及び連絡調整に関すること。
- （2）センターが実施する海外研究交流事業の推進及びネットワークの形成・強化に関すること。
- （3）機関拠点型基幹研究プロジェクトに係る企画・運営等に関すること。
- （4）国際研究協力、日文研ハウス、その他研究協力に関すること。

## （組織）

第 4 条 国際研究企画室は、次に掲げる者（以下「室員」という。）をもって組織する。

- （1）国際研究推進部長
- （2）国際研究企画室研究教育職員
- （3）所長が指名する研究教育職員 若干名
- （4）室長が指名する事務職員及び事務補佐員 若干名

2 国際研究企画室に室長を置き、所長が指名する研究教育職員をもって充てる。

## （任期）

第 5 条 前条に掲げる者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## （国際研究企画室会議）

第 6 条 第 3 条に掲げる業務に関する重要事項を審議するため、国際研究企画室会議

を置く。

2 国際研究企画室会議は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 室長及び室員

(2) 研究調整主幹(研究)

(3) その他室長が必要と認める者

3 室長は、国際研究企画室会議を招集し、その議長となる。

4 議長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 議長に支障があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が代行する。

(部会)

第7条 部会は、「国際日本研究」コンソーシアム・海外研究交流・国際研究協力・日文研ハウス、プロジェクト推進・その他研究協力及び「人文知と情報知の融合」事業の担当業務別に設置し、業務を遂行する。

2 各部会員は、研究教育職員及び事務職員の中から国際研究推進部長が指名する者で組織する。

3 各部会の部会長は研究教育職員の中から国際研究推進部長が指名する。

(寄附研究部門)

第8条 国際研究企画室に、寄附研究部門を置くことができる。

2 寄附研究部門の運営に関し、必要な事項は室長が別に定める。

(庶務)

第9条 国際研究企画室の庶務は、国際研究推進部研究協力課において各課の協力を得て行う。

(その他)

第10条 この設置要項に定めるものの他、国際研究企画室の運営に関して必要なことは室長が定める。

附 則

この要項は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5(2023)年12月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和6(2024)年4月1日から施行する。